

令和7年度第2回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和7年11月26日（水）午後2時～午後3時30分
- 2 開催方法 TeamsによるWEB開催
- 3 出席者 市町村：60市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議事
 - (1) ワーキンググループの進捗状況について
 - ① 財政運営ワーキンググループ
<埼玉県>
 - ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
 - ・ 第1回を7月に、第2回を8月に、第3回を10月に、第4回を11月に開催した。
 - ・ 第4回ワーキンググループでは、令和8年度国保事業費納付金等の秋の試算結果及び保険税水準の統一に伴う対応について協議を行った。
 - ② 事務処理標準化ワーキンググループ
<埼玉県>
 - ・ 資料1-2に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
 - ・ 第1回を6月に、第2回を10月に、第3回を11月25日に開催した。
 - ・ 直近の第3回ワーキンググループでは、保険税水準の統一に向けた一部負担金の減免基準について協議、第3期国民健康保険運営方針の中間見直しにおける、事務処理標準化ワーキンググループ所管部分についての見直し案の作成を行った。
 - ③ 保健事業ワーキンググループ
<埼玉県>
 - ・ 資料1-3に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
 - ・ 第1回を10月14日に開催した。
 - ・ 第1回ワーキンググループにおいて、市町村の実施する保健事業の所要額調査について協議をし、再調査を行うこととした。
 - (2) 令和8年度国保事業費納付金等の秋の試算について
<埼玉県>
 - ・ 資料2に基づき、令和8年度国保事業費納付金等の秋の試算について説明。
 - ・ 令和8年度秋の試算結果は、1人当たり保険税必要額が県全体で147,068円となった。前年度本算定と比べると9.0%、12,119円の増加となり、63市町村すべて増加した。参考までに申し上げると、昨年度（令和7年度納付金）は県全体で約5.8%の増、62市町が増加という結果となっている。
 - ・ 増加要因として、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う増加があげられる。
 - ・ 令和8年度の納付金総額は、約1,952億円となった。うち子ども分の金額は約41億円となっており、前年度と比べると約4.5%、約84億円の増加となった。

- ・ 令和7年度までの納付金額の推移の傾向としては、総額では令和2年度に大きく減少していることを除き、やや減少傾向にある一方、1人当たり納付金額及び保険税必要額については、令和2年度を除いて全体的に増加傾向にあった。
- ・ 令和8年度については、これまでの傾向どおり1人当たり納付金額及び保険税必要額について増加している結果になっているほか、納付金総額についても増加している。これは、子ども・子育て支援納付金の創設などが納付金総額の増加に寄与しているものと考えている。

(3) 令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について説明。
- ・ 令和6年度は、国庫支出金のうち療養給付費等負担金の影響により前年度の決算数値と比較すると差引額のみ増額している。
- ・ 国が例年、年度末に医療費の支払いが不足しないように予算の範囲で多めに交付し、翌年度に返還する処理を行っていたが、令和5年度の療養給付費等負担金が令和4年度に比べ減少し、令和6年度に追加交付された。加えて、令和6年度は例年どおり、年度末に医療費の不足が生じないよう多めの交付を受けたこともあり、差引額に大きな差が生じた。
- ・ 歳入について、構成を大きく分けると、国保事業費納付金、公費（国庫支出金、一般会計繰入金）、前期高齢者交付金の3つある。
- ・ 前年度と比較して増減が大きい項目として、基金繰入金が前年度比75.7%となっている。令和5年度においては設置期限の最終年度となっていた財政安定化基金のうち財政基盤強化分について残額の約20億円を取り崩し、令和6年度にこれがなくなったことが主な要因である。
- ・ 歳出について、構成を大きく分けると、保険給付費等交付金、後期高齢者支援金等、介護納付金の3つある。
- ・ 歳出は、約8割が市町村への医療費の支払いに充てられ、残り2割のうち約15%が後期高齢者医療制度への支援、約5%が介護保険への納付に充てられている。

(4) 赤字削減・解消計画の実施状況について

<埼玉県>

- ・ 資料4に基づき、赤字削減・解消計画の実施状況について説明。
- ・ 国保運営方針では、赤字市町村は国の通知に基づき、赤字削減・解消計画を作成し、医療費適正化の取組や適正な保険税率の設定等により赤字の削減・解消を図ることとしており、この計画については国に提出している。
- ・ 県では、令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、令和8年度までに赤字を含めた法定外一般会計繰入金等を解消することとしており、新たに法定外一般会計繰入金等が発生した場合も令和8年度までに解消することとしている。
- ・ 令和6年度までに赤字削減・解消計画を策定した39団体のうち、13団体が既に赤字を解消している。
- ・ この13団体のうち、5団体においては、令和4年度及び令和5年度に新規赤字が発生し、改めて赤字削減・解消計画を策定したため、令和7年度現在、31団体が赤字削減・

解消計画を策定している。

- ・ 県は、市町村から提出された赤字削減・解消計画に係る実施状況報告書を毎年9月に国に提出することとなっているため、令和6年度分の実施状況報告書については、令和7年8月までに31市町村からの提出を受け、県で取りまとめの上、令和7年9月に国に提出した。なお、実施状況報告書の提出に併せて、計画に比して削減が遅れている市町村など20団体が、現在の進捗状況に合わせて今後の削減予定を見直し、計画変更を行っている。
- ・ 令和6年度の赤字削減額は6.8億円となり、市町村ごとの状況としては、計画どおり進捗した市町村が15団体、計画どおり進まなかった市町村が13団体であった。なお、令和7年度からの計画の市町村は3団体である。
- ・ 予定額を達成した市町村からは、効果のあった取組として、保険税率の改正、収納率の向上、特定健診受診率向上などの取組が評価されたことによる保険者努力支援金の増加などが報告されている。
- ・ 令和8年度の赤字の解消に向け、各市町村の状況に応じて、9月に個別にヒアリングを実施した。今後のヒアリングについては、対象市町村や聞き取り内容等を改めて検討した上で1月から3月に再度実施したいと考えている。詳細は別途通知する。

(5) 保険税水準の統一について

＜埼玉県＞

- ・ 資料5に基づき、保険税水準の統一について説明。
- ・ 財政面での考え方について、現在市町村ごとに出産育児一時金（歳出）及び繰入金（歳入）を見込み、個別に各市町村の保険税必要額に加算・減算している。準統一以降は、63市町村分の一般会計繰入金の合算額を県の歳入として見込み、出産育児一時金の所要額を全額普通交付金で措置する。普通交付金で措置する金額は、産科医療補償制度対象の出産は50万円、産科医療補償制度対象とならない出産は48万8千円となる。
- ・ 準統一における課題について、出産育児一時金は相対的必要給付にあたり、保険者が条例で金額等を定めて給付できるものである。現在の法定金額は普通交付金で措置する金額と同額のため、50万円と48万8千円の2つを条例で定めている保険者が多数であるが、一部の保険者では一律50万円と条例で定めている。産科医療補償制度の対象とならない出産でも50万円を支給しているため、県内で出産育児一時金の金額が統一されていない点が課題となっている。
- ・ 市町村における対応について、現在出産育児一時金を産科医療補償制度対象の出産か否かに関わらず一律で50万円と定めている保険者は、法定の金額が48万8千円のところ、1万2千円分を上乗せで支給していることになるため、準統一後はこのような上乗せ給付分については普通交付金で措置がされない。普通交付金で措置する金額に合わせて令和8年度中に条例改正をお願いしたい。なお、今後県で条例参考例を作成し、今年度中に発出を予定している。
- ・ 県における対応について、第3期運営方針の30ページに「法定を上回る給付を行う市町村については、上乗せ分は保険税以外の独自財源（前年度繰越金や市町村が設置する基金の積立金など）で実施することとします。」という文言があるが、負担と受益の公平性の観点に即さないため、削除などの整理を行う予定である。

(6) その他

普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

<埼玉県>

- ・ 資料6に基づき、普通交付金の一定額・上乗せ請求について説明。
- ・ 今年度も市町村の歳入不足が生じないよう昨年度同様に一定額を加えた形で3月中旬以降請求ができるよう事務処理を進めていく予定である。今後、国保中央会から提供されるデータなどを用いて国保連と協議の上、一定額の案を算出し、2月以降に市町村に示して一定額を定めていく。
- ・ 令和6年度の普通交付金は約4,377億円を交付した。一定額については、4月に確定した額と比較して約26億円差が生じている。差額の返還時期は出納整理期間中を予定している。
- ・ 3月現金分の過大交付分の精算、第三者求償や不当利得によって保険給付の対象外となった部分、一部負担金の減免などになった額を合わせて返還額は県全体で約33億円となった。

令和2年度普通調整交付金の再算定結果について

<埼玉県>

- ・ 令和2年度普通調整交付金の自主点検について、過大交付による返還が発生する場合は、時効を迎える直前の年度にて再算定を行い、変更額を算出する取扱いとなっている。令和2年度普通調整交付金について、提出された資料から再算定した結果、約8,250万円の過少交付となった。この過少交付は主に3団体において調整対象需要額及び調整対象収入額の算定に用いる数値の報告値に誤りがあったことが原因だが、普通調整交付金は納付金算定の際に納付金全体から差し引く額となるため、過少交付の分だけ全市町村の納付金が高くなっていたこととなる。また、翌年度までに誤りであることが発覚した場合、翌年度に過少額の80%分の交付を受けることができるが、このタイミングを逃すと一切交付を受けることができない。
- ・ 今年度も1月下旬までに令和7年度の普通調整交付金の資料の提出をお願いすることとなるが、各様式の作成について、引き続き適正な申請事務の徹底に協力いただきたい。
- ・ また、前年度の普通調整交付金の自主点検については、過少額の80%の交付を受けることができることもあり、入念な確認をお願いしたい。

【全体質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 令和8年度の法定外繰入金は可能でよいか。

<埼玉県>

- ・ 令和8年度予算においては繰り入れることは可能だが、令和8年度決算においては繰り入れを解消することとしている。

<市町村>

- ・ 令和8年度の法定外繰入金がある場合は、インセンティブが受けられないということですか。

<埼玉県>

- ・ 準統一の前提条件を達成している団体に対するインセンティブについては、令和9年度において標準保険税率どおりの税率設定かつ法定外繰入を行っていないことが要件となる。令和8年度に法定外繰入を行っていても、令和9年度に解消していればインセンティブの対象となる。